国有地サポート・地域ボランティア協定書（雛形）

（第３号様式）

●●●●（以下「甲」という。）と国（以下「乙」という。）とは、次の条項により国有地サポート・地域ボランティア協定を締結する。

（目的）

第１条　甲は実施団体となり、次条に掲げる物件（以下「サポート財産」という。）について、巡回、除草、緑化などの活動を行い、地域環境の向上を図るものとする。

（サポート財産）

第２条　サポート財産は、次のとおりとする。

所在地：●●県●●市…（詳細は別添図面のとおり）

数　　　　量：●㎡

財産識別番号：

（実施団体）

第３条　実施団体は、次のとおりとする。

「（仮称）●●●●●株式会社　●●会 」

（実施期間）

第４条　本協定に基づき活動する期間（以下「実施期間」という。）は、協定締結日から令和●年３月31日とする。

２　前項に定める期間が満了する２か月前までに、甲が、別段の意思表示をしない場合は、本協定を更に１年間延長し、その後も同様とする。

（役割）

第５条　甲は、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

⑴　サポート財産の巡回、除草、緑化の活動を行う。（サポート内容に応じ適宜変更すること）

⑵　年間の活動計画を作成し、毎年乙に提出する。

⑶　年間の活動実績を作成し、毎年乙に提出する。

⑷　活動に当たっては、安全並びに周辺環境に配慮する。

⑸　事故などに備え保険に加入すること。なお、費用は甲の負担とする。

⑹　活動中に回収したゴミは、地域行政機関のゴミ分別方法等に従い、排出するものとする。

⑺　回収不能なゴミがあった場合は、乙に連絡する。

⑻　活動に伴う事故等に対する責任は、甲が負うものとする。

⑼　活動にあたり、実施団体として認められていることを表示することができる。

⑽　詳細については、別紙「国サポ実施要領」によるものとする。

２　乙は、予算の範囲内で次の各号に掲げる事項を行うことができるものとする。

⑴　実施団体や活動実績の公表

⑵　甲が実施する際に必要となる消耗品（乙が必要と認めるものに限る）の支給

⑶　サインボードの設置

⑷　甲の活動における回収不能なゴミの処理

（協定の終了及び解除）

第６条　甲は、乙に活動停止を申し出ることにより、本協定をいつでも解除できる。

２　甲が第５条第１項に規定する役割を果たしていないとき、又は次の各号の一に該当していると認められるときは、乙は何時でも本協定を解除することができる。

(1)　政治団体、宗教団体であるとき

(2)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき

(3)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(6)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

３　乙は、次の各号の一に該当するときは、２か月間以上の予告期間を設け、解除の通知をした場合、又は甲が承諾した場合は、第４条に定める実施期間にかかわらず、本協定を解除することができる。

(1)　乙又は地方公共団体等において、サポート財産を公用、公共用又は公益事業の用に供する必要が生じたとき。

(2)　乙において管理又は処分等（売払い、貸付け及び管理委託等をいう。）することを決定した場合

４　乙は、本協定の解除により甲に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

５　協定が終了又は解除された場合は、乙は第５条第２項第２号に基づき設置したサインボードを撤去するものとする。

（甲の原状回復義務）

第７条　甲は、協定が終了又は解除された場合は、乙の指定する期日までにサポート財産を原状に回復しなければならない。ただし、乙がサポート財産を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

（損害賠償）

第８条　甲は、乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（信義誠実の義務・疑義の決定）

第９条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本協定を実施しなければならない。

２　本協定に定めがない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

（裁判管轄）

第10条　本協定に関する訴えの管轄は、○○財務局所在地を管轄区域とする○○地方裁判所とする。

上記協定締結を証するため、本協定書２通を作成し、両者署名又は記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

　　　甲　住所

　　　　　氏名

乙　国

○○財務（支）局長　　　　　　　　　　　　　　㊞